

島根原子力発電所 2号炉 審査資料	
資料番号	EP-005 改 07(回 1)
提出年月日	令和 2 年 9 月 30 日

令和 2 年 9 月
中国電力株式会社

島根原子力発電所 2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第17条（原子炉冷却材圧力バウンダリ））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
1	平成27年2月24日	説明が不足している部分については、改めて詳細を示すこと（隔離弁の抽出プロセス（図示されている系統図の作成過程、詳細な判断基準（特にホウ酸水注入系を選定しなかった根拠）等））。	第675回審査会合（平成31年2月5日）にて説明	原子炉圧力容器に接続する全ての配管系から判断基準により原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲を抽出するプロセス及びほう酸水が原子炉冷却材圧力バウンダリから除外される理由を整理した。（資料1-2-1「17条-別紙3-1, 17条-別紙4-1」）
2	平成27年2月24日	今回新たにクラス1に位置づける設備について、既存の要求事項との違いを整理した上で基準適合性を説明すること。	第675回審査会合（平成31年2月5日）にて説明	今回新たにクラス1に位置づける設備は、建設時にクラス1機器として設計・製作し、クラス1機器として要求される検査を実施していること及び原子炉格納容器貫通部についてもクラス1機器相当の性能を有すること等を確認している。（資料1-2-1「17条-10, 17条-14」）
3	平成27年2月24日	新たにクラス1に位置づける機器の供用開始前の取扱いについて、溶接検査等を含めて、社内規程上の取扱いの観点から従来の原子炉圧力バウンダリを構成する機器との同等性を説明すること。	第675回審査会合（平成31年2月5日）にて説明	新たに原子炉冷却材圧力バウンダリとなる配管、弁については、品質保証上の取扱いは、従来の原子炉冷却材圧力バウンダリと同一であること及び原子炉格納容器貫通部についてもクラス1機器相当の性能を有すること等を確認している。（資料1-2-1「17条-13, 17条-14」）
4	平成27年2月24日	新たにクラス1に位置づける機器の供用期間中検査について、検査頻度等の観点から、クラス2機器からクラス1機器への変更に伴う移行の考え方（妥当性）を説明すること。	第675回審査会合（平成31年2月5日）にて説明	新たに原子炉冷却材圧力バウンダリとなる配管・弁については従来よりクラス1機器の供用期間中検査（非破壊）を実施しており今後も継続すること及び漏えい検査については今後クラス1機器に組み込み検査を実施することとする。（資料1-2-1「17条-11, 17条-14」）